

令和8年度蒲郡市海外バイヤー招へい商談会業務委託仕様書

1 業務の目的

海外バイヤーを招へいし、市内事業者等との商談会を実施することにより、市内事業者の海外展開を支援するもの

2 業務名称

令和8年度蒲郡市海外バイヤー招へい商談会業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 商談会開催時期

令和9年2月中旬から下旬頃

5 業務内容等

(1) 海外バイヤーの選定

参加事業者との商談成約が高く見込まれ、継続的な販路開拓・拡大に繋がる有力バイヤー（市内企業の主な取扱商品について十分に把握したうえで、商談成約が高く見込まれる分野に限定）を少なくとも2か国以上から選定すること。

(2) 海外バイヤーの招へい手配（航空券・宿泊・国内移動）

選定した海外バイヤーが来日するための航空券、宿泊費、国内交通費の手配等を行い、費用は全て受託者が負担すること。具体的な手配条件は以下のとおりとする。

ア 航空券手配

予算の範囲内で、海外バイヤーが希望する往復航空券を手配すること。

イ 宿泊（ホテル）手配

予算の範囲内で、海外バイヤーが希望する宿泊数手配すること。

ウ 国内移動手配

空港から宿泊地、および宿泊地から商談会場等の往復に係る国内交通手段を手配すること。

(3) 商談会に向けた事前準備

ア 商談会の企画

参加事業者と海外バイヤーとの個別商談会の企画をすること。

イ 会場の手配

蒲郡市内の会場を確保し、看板の掲示、テーブル・椅子の配置、試食・試飲に必要な備品の用意等を行うこと。

ウ 参加事業者の募集

事業者に対し商談会の参加募集を行うためのフォーム等を作成し、申込み事業者の管理を行う。また、募集については、蒲郡市公式ホームページ及び広報がまごおり等を活用し、市が実施するものとする。なお、商談会に参加できる事業者は市内事業者を優先し、6者程度を想定。

エ 参加事業者との打ち合わせ

商談会が円滑に進むよう、事前に参加事業者と打ち合わせを行うこと。

オ 参加事業者及び海外バイヤーの紹介資料の作成・翻訳

(ア) 参加事業者の紹介資料を作成・翻訳（海外バイヤーが希望する言語）し、海外バイヤーへ提供すること。（事業者紹介はA4で1頁／1社、商品紹介はA4で1頁／1社程度を想定）

(イ) 海外バイヤーの紹介資料を作成・翻訳し、参加事業者へ提供すること。（A4で1頁／1社程度を想定）

カ 商談会通訳手配

海外バイヤーと参加事業者の商談が円滑に進むよう、各対象国の言語に対応可能なビジネスレベルの通訳（逐次通訳）を手配すること。なお、翻訳システム等の利用は不可とする。ただし、補助的な利用は認めるものとする。

(4) 商談会当日の運営

商談内容に応じた適切な人数のスタッフを配置し、進行や時間管理等、商談会が円滑に進むよう運営すること。

(5) 商談会後の業務について

ア 海外バイヤー謝礼金（報償費）の支払い

海外バイヤーに対する謝金の支払いは全て受託者が負担すること。

イ 商談成立までの事後フォロー（ブラッシュアップ支援）

商談による成約率を高めるため、商談会終了後も一定期間参加事業者に対する継続的なフォローを行うこと。

ウ アンケート実施

参加事業者に対し、実施内容及び効果に関するアンケート作成、回答依頼、集計をすること。

6 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下のとおり提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書
印刷物（製本1部）、電子データ（一式）
- (2) その他関連、参考となる資料

7 事業スケジュール（予定）

あらかじめ市と調整したスケジュールにより、適切に事業を管理・進捗させること。なお、予定よりも前倒しで実施できる場合は市と協議の上、実施すること。

- (1) 海外バイヤーの選定 契約締結後～随時
- (2) 企画準備 契約締結後～11月上旬頃
- (3) 参加事業者の募集 11月上旬頃～12月中旬頃
- (4) 参加事業者との打ち合わせ 12月中旬頃～2月上旬頃
- (5) 商談会 2月中旬～下旬頃
- (6) 事業実施報告書等の作成 商談会終了時～3月中旬頃

8 本業務における留意事項

- (1) 受託者は、仕様書並びに関係法令等を遵守し、本市の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識と経験を有すること。
- (3) 本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために機密保持契約など必要な措置をとるものとする。
- (4) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び蒲郡市個人情報保護条例並びに蒲郡市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (5) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承諾を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。